

2024 年度 労災遺児等奨学生募集のお知らせ

奨学金制度の特長

1. 「労災遺児等である学生」が応募できます。（下記①～③参照）

- ① 親が労働災害で死亡している学生
- ② 親が労働災害で障害者等になっている学生
- ③ 本人が労働災害で障害者等になっている学生

2. 他の奨学金を受給していても、応募できます。

他の団体から給付型及び貸与型の奨学金を既に受給している、又は、受給を検討している学生も応募できます。

3. 返済不要の奨学金です。

毎月1回、1年間(特待生は2年間)に渡り、支給されます。

奨学金の内容

- ① 奨学金の種類：給付（貸与ではありませんので、返済は不要です。）
- ② 定員：45人程度（うち特待生は若干名）
- ③ 支給期間：1年間（特待生は2年間）
- ④ 奨学金の額：■高等学校、高等専門学校及び専修学校の高等課程
：月額 2万円（年間 24万円）
■短期大学、大学、大学院及び専修学校の専門課程
：月額 3万円（年間 36万円）
- ⑤ 支給の方法：銀行等への振込

募集期間

2024 年3月1日(金)～6月7日(金)（申請書類必着）

（裏面へ続く）

応募資格

奨学金受給希望者として申し込むことのできる学生の方は、次の①～④の全ての条件に適合する方です。

- ① 親が労働災害(遺族・障害・傷病補償年金の受給対象となるもの)に限る。以下同じ)を被った子又は自らが労働災害を被った本人
- ② 高校(特別支援学校の高等部を含む。)、短期大学、大学、大学院若しくは高等専門学校又は専修学校の専門課程(修業年限2年以上に限る。)若しくは高等課程(修業年限3年以上に限る。)に在籍していること
- ③ 学術優秀、健康かつ品行方正であること
- ④ 経済的に学費の確保が困難であること

※ 特待生の応募資格は、①～④に加え、大学の理工系または医療系学部・学科(修業年限4年以上に限る。)に在籍し、卒業までに必要な在籍年数が2年以上あること

応募方法

1. 応募する学生の方は、当財団のホームページから、又は、パンフレットとして入手した「2024 年度労災遺児等奨学生募集のご案内」(2024 年1月発行予定)に付属している「奨学金受給希望申込書」に所定の事項を記入し、その申込書と次の添付書類を在籍学校の担当者に提出します。

添付書類は次の①～⑤に掲げるもので、親又は学校の担当者等に相談、依頼して入手します。

- ① 在学証明書
- ② 成績証明書(新入生は除きます。)
- ③ 健康診断書(直近1年以内に受診したもの)
- ④ 扶養者である親等(父、母、祖父母等)の所得証明書(課税・非課税証明書)
(自ら生計を営む応募学生の場合は、応募学生本人の所得証明書)
- ⑤ 労災遺児等であることを証明する書類(ア. 及びイ.)

ア. 労働基準監督署長が発行する「遺族補償年金証書」、「障害補償年金証書」又は「傷病補償年金証書」の写し

イ. 被災した親と応募学生との親子関係を証明する戸籍謄本(全部事項証明)(写し)
(自らが労働災害被災者である応募学生の場合は、被災した応募学生本人の「障害補償年金証書」又は「傷病補償年金証書」の写しのみ)

2. 在籍学校の担当者の方は、申込書及び添付書類を基に審査し、申込者として適格であると認められる学生について、記入欄に必要事項を記入するとともに、推薦書を作成の上、全ての関係書類を当財団あてに送付してください。
3. 応募は、必ず在籍する学校を通じて行ってください。学生からの直接の応募は受付ません。
詳細につきましては、当財団事務局あてにお問い合わせいただくか、ホームページに掲載の募集のご案内をご覧ください。

問い合わせ先

公益財団法人 酒井 CHS 振興財団

〒102-0081 東京都千代田区四番町7番地
TEL:03-5276-1940 FAX:03-5276-1670
(平日 10:00～16:00)
mail:shougaku@sakai-chs.or.jp



募集の詳細、応募方法、
その他詳しい内容は、
ホームページをご覧ください。

<https://www.sakai-chs.or.jp>

作成:2023 年 11 月